公　表　第　２　号

　地方自治法第１９９条第２項及び第４項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第７項に基づく出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表します。

平成２１年　２月２５日

久留米市監査委員　　島　原　修　一
久留米市監査委員　　大　脇　久　和
久留米市監査委員　　田　中　多　門
久留米市監査委員　　寺　崎　いわお

財務監査及び事務監査報告

第1　監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
文化観光部	総務、市民文化振興課、観光振興課、 国際化推進室、生涯学習推進課、文化財保護課、 体育スポーツ課、中央図書館、視聴覚ライブラリー	平成20年12月18日 ～平成21年1月30日

第2　監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成２０年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3　監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

1　合併から３年以上経過した中で、中央図書館と４地域図書館とは市立図書館でありながら、組織体制（中央図書館は文化観光部所管、地域図書館は各総合支所所管）が違うため指揮命令系統が分割されている。管理運営等の観点からより効率的で効果的な事務事業遂行のためには改善すべきところはないか、市民サービス向上のためにはどのような形態が良いのかなど、絶えず問題意識を持って検証し、組織のあるべき姿を検討すること。

2　歴史博物館建設構想については、昭和５３年以来、３０年にわたって検討が繰り返されているが、大きな財政負担を伴うこともあって、結果的に実現されていない。

多くの方から寄贈していただいた貴重な資料や、検討の間に投入された少なからざる研究費及び人件費等の事業費や、携わった職員の労力を無駄にしないためにも、博物館の建設を待つばかりではなく、せめて多くの資料を広く市民が観覧する機会を提供するなど、創意工夫した展示活用等の方法を検討されたい。

3　合併時の新市建設における主要事業として、複数の体育施設の整備が計画されているが、これには、大きな財政負担を伴うことが予想される。

久留米市の経常収支比率が９５．９％と財政硬直化が一段と進み、財政改革が否応なしに迫られている中で、限られた予算を有効に使うためにも、地理的な状況や利便性の観点等様々な角度から全市一体的な計画性をもって俯瞰した上で、事業にあたることとされたい。

財務監査

〔時間外勤務手当等事務〕

時間外勤務手当について、時間数の認定に誤りがあり、支払額に不足が生じているものがある。

≪追給済≫

〔臨時職員等賃金支給事務〕

臨時職員の賃金で、遅刻･早退による欠勤時間数を、誤って算定して支払っているものがある。

≪追給済≫

〔契約事務〕

1　契約締結伺いに、契約保証金の免除理由及び適用条項の明記がなされないまま、納付を免除しているものがある。

2　特定事業者との随意契約の理由が不明確なものがある。

出資団体監査報告（１）

（久留米市土地開発公社）

第１　監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期　　間	監査実施形式
久留米市土地開発公社	平成２０年１２月１５日 ～平成２１年1月３０日	実地監査

第２　監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成１９年度事業及び平成２０年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３　出資の内容

１　出資の名称

久留米市土地開発公社 出資金

２　設立（出資）の目的

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１７条の規定に基づき、公共用地および公用地等の取得、管理および処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

３　基本金及び市出資金（平成２０年３月３１日現在）

（１）基本金　　　７，０００，０００円

（２）市出資金　　７，０００，０００円

第４　監査の結果

事務･事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていた。

出資団体監査報告（２）

（財団法人　久留米市体育協会）

第１　監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期　　間	監査実施形式
財団法人 久留米市体育協会	平成２０年１２月１５日 ～平成２１年1月３０日	実地監査

第２　監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成１９年度事業及び平成２０年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３　出資の内容

１　出資の名称

財団法人 久留米市体育協会 出えん金

２　設立（出資）の目的

すべての市民がスポーツに参加することを目指し、各種スポーツ大会等の開催及び援助、スポーツ指導者の養成等を通じ、生涯スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

３　基本金及び市出資金（平成２０年3月３１日現在）

（1）基本金　　１００,０００,０００円

（2）市出資金　　８５,０００,０００円

第４　監査の結果

事務･事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

公益法人会計基準が改正（平成１６年１０月１４日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）され、平成１８年4月１日以降開始する事業年度から、できるだけ速やかに新基準に基づいた事務に移行することとなっているが、いまだ対応がなされていないので速やかに実施されたい。

財政援助団体監査報告（１）

（社会福祉法人　久留米市社会福祉協議会）

第１　監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期　　間	監査実施形式
社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	平成２０年１２月１５日 ～平成２１年1月３０日	実地監査

第２　監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成１９年度及び平成２０年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３　財政援助の内容

１　財政援助の名称（所管部局）

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 運営事業費補助金（健康福祉部）

２　財政援助の目的

社会福祉協議会へ補助金を交付することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

３　事業費及び財政援助の額（平成１９年度決算）

（１）　事業費　　７０５,３７１,１０４円

（２）　援助額　　２２６,５５７,０００円

第４　監査の結果

事務･事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていた。

財政援助団体監査報告（２）

（社団法人　久留米市シルバー人材センター）

第１　監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期　　間	監査実施形式
社団法人 久留米市シルバー人材センター	平成２０年１２月１５日 ～平成２１年1月３０日	実地監査

第２　監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成１９年度及び平成２０年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３　財政援助の内容

１　財政援助の名称（所管部局）

社団法人 久留米市シルバー人材センター 補助金（商工労働部）

２　財政援助の目的

定年退職後において臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

３　事業費及び財政援助の額（平成１９年度決算）

（３）　事業費　　９８７,４７４,６４５円

（４）　援助額　　　５３,７０８,４８４円

第４　監査の結果

事務･事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていた。